

2011年5月18日

各 位

昭和ホールディングス株式会社
取締役代表執行役社長 重田 衛
取締役執行役専務 渡邊 正
取締役執行役 佐藤 一石

取締役に対する責任追及訴訟の判決について

標記訴訟について、平成23年5月13日に千葉地方裁判所松戸支部より以下の通り判決がありました。このような判決になりましたことは小職らの不徳といたすところであり、株主様はじめ関係者の方々にご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

本訴訟は、当社元監査役山田剛夫氏より、当該の取締役であった山口紀夫、重田衛、吉田正雄、石川正夫、佐藤一石、渡邊正の6名に対し、平成20年6月18日に「光ファイバー事業への投資に関する損害賠償請求」、平成20年6月24日に「子会社が行った輸入自動車販売事業に対する損害賠償請求」の2件の訴訟が千葉地方裁判所松戸支部に提起されたものであります。

判決につきましては上記2件の訴訟を一つに合わせた判決となり、内容は以下のとおりであります。

- (1) 被告ら6名は、原告に対し、連帯して、11億7236万2174円及びこれに対する平成20年9月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告及び参加人らのその余の各請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、全事件を通じ、これを2分し、その1を被告らの負担とし、その余を原告及び参加人らの負担とする。

なお、本判決に対する今後の方針につきましては、内容を慎重に検討し決定してまいる所存であります。

判決にいたるまでの間、皆様からいただいたご助言、ご支援に感謝申し上げますとともに、今後もしもご指導、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

以上